

平成30年度 第3回政策推進会議報告

日 時 5月21日 9時30分～10時35分

場 所 4-1会議室

出席者 20人

1 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に対する市民意見公募手続の実施について

2 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に対する市民意見公募手続の実施について

健康福祉局長から資料に基づき一括で報告。(以下、質疑等)

- ・こういった変更に伴う需要予測等はしているか。医療が在宅にシフトしていく中で、介護医療院という中間的施設の利用がかなりの長期間になるというようなことが危惧されるが、そういう影響はマクロ的には予測されているか。

そのような視点での予測は今のところできていない。介護医療院については、制度が始まったばかりであるため、兵庫県内では1箇所も手が挙がっておらず、本市の介護保険事業計画でも0件としている。ただ、新たに手が上がった場合には、事業者と十分に協議確認をし適切に対応していくということにしており、全国的にも概ねこういった考え方の自治体が多い。この制度の利点としては、後期高齢者医療から介護保険へ移行することにより、医療費の市の負担が減るということがあると思う。ただ、一番影響が大きいのは郡部の障害者施設だけしかないようなところで、その施設を高齢者も使えるということになると非常に利便性が生まれるのではないかと考えている。

- ・これから超高齢化で施設の需要がますます膨らんでくる。看取りが社会的にはなかなか在宅にシフトできない中で、医療機関自体がそういうところへシフトしていく可能性があり、増えていくイメージを持っている。

もともと介護療養型医療施設だけを介護医療院へ移そうと考えていたが、尼崎には該当施設がない。したがって、医療には医療区分1~3があるが、基本的には最も状態が軽いとされている医療区分1を介護医療院に移そうということになっている。基本的に病院はきちんと治療するところという認識のもとで、医療機関に足りない日常生活上の支援をより必要とする方を介護医療院に移すということになると思う。

- ・そういう医療と介護の繋ぎのところの需要が増えていくのかなと予測してしまう。増えると思う。しかし、そこは現行の老健ではできないので、今回そういう仕組みを作ることになっている。結局は、高齢化に伴って老健も増えないといけない部分が、介護医療院でカバーされるという考え方になる。

- ・住民サービスや被保険者のサービス上からはすごく理解できる制度であるが、財源としては国保料を始めとして市財政全体で支えているものなので、利用者の需要が高まることによって、財政上かなりのインパクトが出てくる可能性があるのではないかと危惧する。

おっしゃるとおり。したがって、現在は、介護予防の取組や家庭における終末期の受け止めをしっかりと考えていただくための取組を始めているところである。

(市長) 尼崎市においては、当面はあまり大きな変化はないだろう。共生型サービスについても、既に事実上共生型のようになっている事業所が多い。

・ただ、一定のピークを過ぎると、人口自体が減少するので高齢者も減るということも考慮しておく必要がある。

(市長) そこは大事だと思う。高齢者の総数がピークアウトした後に、どういう性質の施設がどの程度の配分で社会に必要なかというのは議論になるだろう。

高齢者人口のピークはあるが、後期高齢者の割合が高くなっていくので、最期まで元気でいてもらうという施策が必要になってくる。

・施設型だと転換しにくいので、在宅を増やしていく必要があると思うが、そのときには医療の所得配分やマンパワー等の問題がかなり出てくるだろう。

(市長) 差し当たって本市で介護医療院を新規で作るというのは無いと思うので、今後、影響が見受けられるようであればまた報告をしていただきたい。当面は尼崎市のような都市部では影響はないと踏んでいる。

3 「尼崎市児童手当事務 全項目評価書(素案)」に対する市民意見公募手続の結果等について

総務局長及びこども青少年本部事務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) パブコメを開始する際にも言ったが、このマイナンバー関連の全項目評価については、法律によりパブコメ期間が通常より長く義務付けられているし、今回のように事務内容が変わる度に出てくるものなので、根本的な制度の部分と個々の事務に固有の部分とを分けながら、しっかりと論点を整理してチェック機能を強化していきたい。また、このパブコメ結果の見せ方・発信の仕方についても、通常のパブコメとは別建てでわかりやすくなるように工夫するというところで取り組んでいく。

4 新ごみ処理施設整備基本構想策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

経済環境局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

・平成 43 年度に新施設が稼働するというのは既に意思決定されているのか。

意思決定というか、それに向けて作業を進める必要があるという状況である。

・第 1 工場の稼働停止の目途はいつごろか。

もう更新しないということが決まった時点で稼働を停止する見込みである。

(市長) 平成 43 年度の新施設の稼働が正式に決定しているわけではないが、これまでの延命化の取組により、現施設は本来の施設寿命からすると通常よりは長く稼働することになっている。

恐れているのは、第 1 工場の稼働が停止してから、もしも第 2 工場の焼却炉 2 基のうち片方でも使えなくなってしまうときに、市内のゴミが溢れるような結果になってしまうこと。

したがって、平成 43 年度まではなんとしても第 2 工場の 2 基を同時に動かす必要があり、非常にリスクが高いが、なんとかやり遂げていくために延命化の計画を着々と行っているとい

うところである。こうしたことも踏まえて、新しい焼却炉を仮に 480 トン規模で作るとしても、160 トン×3 基や 120 トン×4 基にするなど、停止するリスクを最小限に抑えるような形にしていく必要があると考えている。

- ・情報公開という点では、財政的な面であるとか技術的に 2 炉体制でやらないと処理ができないとか、何か判断する材料がないとたぶん市民にはわからないと思う。市民に説明する機会をいつの時点で設けるのか等、専門的にはどうお考えか。また、延命化も含めて今どういう状況かということは何らかの手段で公表していくのか。

市民への情報公開としては、引き続き減量に協力していただくことで建て替える工場が少なくすむことや、その分の費用が節減できるというようなことを示していくことになる。本来であればまず今回の基本情報を公表するので、この中でどこまで書くかということであるが、スペースの都合もあり 1 番上の 3 行のような記載になっている。これをいかに詳しく公表していくかという情報の出し方については、これから基本構想の記載内容も含めて検討していきたい。

- ・自分たちの行動が役立って、どういうふうなことが出来たということを知ることにより、親和性が高まっていくと思う。すごく大きな問題が自分たちの身近な生活に繋がっているんだということがわかるような説明をしていただければ一番ありがたい。今後、地域振興体制も変わっていくので、どんどんそういう学習材料にもしていただきたい。

(森山副市長) 基本情報としては十分な条件を満たしている内容だと思う。ただ、今後議論していくのであれば、大まかなスケジュール感等を共有していかないと各局の協力も仰ぎにくいし、やはりこれだけではわからないところがある。平成 43 年の稼働に向けてどういうスケジュール感で動いていくのか、例えばどの時点でアセスメントを考えているのか、最終的に炉の規模がいつ決まるのか等について、政策推進会議では共有したほうが良いと思う。

(市長)「施策の策定にあたっての考え方」の最後のところで、複数の施設配置案を出していくというプロセスを記載しているが、実は施設配置のみならず、色々なパターンがある。例えば市の財政を軽減するために国の交付金制度を最大限活用するということは当然だが、一方では過去に国の交付金を取るために灰溶融炉を作ったが結局必要なかったというような事例もある。そういったことも教訓としながら、様々な課題に対して複数のパターンを試算し、論点をなるべくリストアップしながら選んでいきたい。

(市長) 使用しなくなった施設の解体や庁舎の建て替えまで全部パッケージにすると 400 億に届こうかというすさまじい財政規模の話になる。他の喫緊の行政需要にも対応していかなければならない中で、それをどこまで落とし込んでどんなスケジュールで平準化しながらやっていくのか等、非常に難しいオペレーションとなる。あいだあいだにしっかり情報共有の場を入れながら進めていこう。

財政試算の話はまさに我々の中でも非常に大きな問題と捉えている。第 1 工場と第 3 工場の土地を活用してどういう施設配置が可能なのかということで、いくつかのパターンを検討していく。リサイクルセンターの辺りも絡めながら検討していくことになるので、また情報提供させていただく。

もう 1 点追加すると、実は尼崎市の焼却炉の維持管理は他市よりも非常に優れていると私は思っている。耐用年数より非常に長期間において事故なく運転できてきており、それはこれまで蓄積してきた確かなノウハウによるものである。今回、PFI やアウトソーシングの手法

も検討していかないといけないが、一方で我々としては技術の継承もしていかないといけない。その辺のバランスも取りながら、かつ財政的な負担も考えながらということになるので、非常に難しい作業になるのかなというふうに個人的には思っている。

(市長) この問題は、例えば下水の浄化センターなど、似たような案件が他にもあると思う。技術の継承については、もし委託するという選択肢がありうるとしたら、受託業者に何人が職員を派遣するというような大胆なことも考えていかないと、通り一辺倒ではいけないという気がする。総務局も絡む話になるが、少し考えていかないといけないだろう。

・ 契約に関連して、独占を防ぐという観点で、ハードとソフトの両面でどれだけオープン化を図れるかということがキーになると思う。公正取引委員会の審査対象となっているような案件を見ても、ハードについては部品の供給が可能な業者が限られている等、結果的に随意契約を継続せざるをえないようなものが多い。もうひとつのソフトの面というのは保守点検で、それが特許や実用新案等の権利に関わるような特殊なものであれば独占禁止法が適用除外になるが、ノウハウの部分になるとそうではない。今回は基本構想でこれから白地のところに仕様を作っていくことになるので、複数の業者が同じように使える技術・ノウハウをどこまで盛り込むかということについても視野に入れて、契約の部署とも協議しながら計画を作っていただけると非常にありがたい。

(市長) そういう色々な課題を踏まえたとえて、下水の浄化センターは2つあるうちの1つは包括委託にしているが1つは直営で残している。目先のことで決断したらあとあとまた問題が生じるというようにリスクを孕んでおり、そこは総務局も重々承知しているので、色々な工夫と支援をしようとしてくれているという段階である。もしPFIをするにしてもやはり色々なパターンが考えられるので、既に包括委託を行っている東部浄化センターの検証内容等も参考にしながら進めていきたい。

(森山副市長) 仕様設計を作り込んでいくことは逆に言えば対象者を縛り込んでしまうことになるので、性能発注的な意味合いで成果に対して縛るということも考えていかないといけない時代になってくると思う。特にゴミのプラントはメーカーごとに仕様が違っており、実は完全に作ったメーカー以外がメンテナンスできないような仕組みになっている。確かにJIS規格のように仕様の一般化が出来ていたらいいが、それができてない中では、総トータルコストをどうしていくかという観点が非常に重要な気がする。そこで、今PFIの導入が進められているのは、建設費と運営費の総トータルコストがいかに安くなっているかということで、行政側にはその価格が適正かをきちんと判断することが求められている。特に今回の投資は巨額なので、危機対応の広域連携も含めて、どういう手法を取るのが最適かは非常に大きなポイントだと思う。

(市長) 焼却炉の規格を国レベルで合わせるというようなことを考える余地はあるのか。

(森山副市長) 私見になるが、標準化してしまうことによって技術革新を止める可能性があると思う。そういうこともあり、やはり目的とする成果だけを明確にしていくという観点を持たないと、これからはやっていけないのかなという気がする。

ゴミ処理施設は基本的にこれまでも性能発注でやってきたが、尼崎市では施設寿命20年と言われていたものを25年に延ばすというようなことも行ってきた。それがPFIを行うことによって、当初に20年と決めてしまったらそれで終わりになってしまうのかというような問題も十分想定される。また、焼却炉のメンテナンスという特許に近いものについてどこまで共通

化を図れるのかというのは非常に難しいところではあるが、当然どこの自治体も PFI をやろうと乗り出しているので、そういったところの情報収集もしながら、最適なものを見定めていきたい。

(市長) PFI や契約方法については業務執行体制の会議でも引き続き議論していく。

・近隣市との共同処理の可能性はないのか。

検討しかかった部分もあるが、例えば芦屋は西宮と、伊丹は豊中と既に連携を進めておりなかなか難しい。それ以外だと地域が離れたり府県をまたがったりしてしまうことになるので、非常に厳しいというふうに今のところは考えている。

・この基本構想には第3工場をどうしていくかということも入っているのか。

第3工場の解体も含めた構想になっている。第3工場は種地にしないと新しい工場を建てられない。

(市長) やっと耐震化の目途がついたというところでまた大きな話が出てきたが、皆で一致団結して頑張っていきたいと思うのでよろしく願いたい。

5 その他

ひと咲きまち咲き担当局長から、A-Lab Artist Gate 2018 について説明。

こども青少年本部事務局長から、子どもの育ち支援センター・ユース交流センターの愛称募集及びこども総合案内窓口について説明。(以下、質疑等)

(市長) 母子手帳の発行や検診は南北の保健福祉センターで受けてもらい、入所等の手続きはこちらで総合的に案内するという事で大きな一歩を踏み出したと思う。二人目以降のお子さんの手続きをする方からは、こちらでも母子手帳が欲しい等の声が出てくるかもしれないが、こういうことに完成形はないので、よりスムーズな連携ができるようにやっていきたい。センター機能と言い始めて久しいが、ついにこども総合案内窓口がスタートを切り、そして子どもの育ち支援センターの愛称募集もできる段階まで来たということで大変感慨深い。中身はこれからということなので、引き続き頑張っていきたい。

市民協働局長から、10万人わがまちクリーン運動について報告。(以下、質疑等)

(市長) Instagram に各地区でたくさん写真をあげてくれており、学校からも今後あがると聞いている。クリーン運動と打ち水大作戦はこうやって Instagram で写真を集めたらいいと前々から思っていたので、ちょっとずつ広まってほしい。

以上